

事務連絡
令和4年4月12日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における虐待防止等に係る研修・啓発資料の周知について

平素より精神保健福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止等を促進し、もって障害者権利利益の擁護に資することを目的として「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「法」という。）が制定・施行されているところです。

法第31条では、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、当該医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、当該医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するため必要な措置（間接的虐待防止措置）を講ずるものとする規定しています。

また、精神科医療機関における虐待防止の取組については、「精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について」（令和2年7月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）において、各都道府県・指定都市に対し、虐待防止の取組事例を周知するなど、虐待が疑われる事案の発生防止や早期発見の取り組み強化に努めるようお願いしているところです。

今般、令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」において、精神科医療機関等における虐待防止等に係る研修・啓発資料を別紙のとおり作成しました。

つきましては、貴部（局）におかれては別紙の内容について御了知の上、管内精神科医療機関に対して周知いただくとともに、精神科医療機関における虐待発生防止や早期発見の取り組みを促すなど、適切な対応をお願いします。

<添付資料>

- 別紙1：院内医療従事者向け研修資料、及び同資料解説書

「より良い精神科医療の提供に向けて～患者さんへの暴力等の防止の観点から～」

- 別紙2：院内医療従事者向け啓発資料（ポスター）※

※ ポスター下部の空欄部分については、各都道府県・指定都市担当（実地指導担当）部（局）の連絡先を記載する部分としておりますので、周知の際には各都道府県・指定都市担当部（局）の連絡先も含めて周知をよろしくお願いします。